

水戸市告示第348号

水戸市大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金交付要項を次のように定める。

令和6年11月7日

水戸市長 高橋 靖

### 水戸市大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、低所得世帯に属する者の大学等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第2条第1項に規定する大学等のうち同法第7条第2項に規定する確認を受けたものをいう。以下同じ。）、高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）等への進学を支援するために、予算の範囲内において、大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 次のいずれにも該当する市内に住所を有する者で、第6条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）において20歳未満であるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 高等学校の第3学年に在学する者若しくは学校教育法第1条に規定する中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の第6学年に在学する者、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条第1項に規定する認定試験合格者で、大学等の入学試験（以下「大学等入学試験」という。）を受け、若しくは申込みをし、又は大学等入学試験に係る模擬試験のうち市長が適当と認めるもの（以下「大学等入学試験模擬試験」という。）を受け、若しくは申込みをしたこと。

(イ) 学校教育法第1条に規定する中学校（同条に規定する中等教育学校を含む。）の第3学年に在学する者又は同条に規定する義務教育学校の第9学年に在学する者であって、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき本市が実施する子ども学習・生活支援事業に係る登録をしているもので、高等学校、中等教育学校の後期課程その他市長が適当と認める学校の入学試験に係る模擬試験のうち市長が適当と認めるもの（以下「高等学校等入学試験模擬試験」という。）を受け、又は申込みをしたこと。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 当該者又はその属する世帯の世帯員が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受け、又は申請日の属する前年（申請日が4月又は5月に属する場合にあっては、前々年。

次号アにおいて同じ。)の収入額(当該者又はその属する世帯の世帯主が非課税の児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付又は同法第13条の2第1項第4号に規定する遺族補償等を受給している場合は、その受給額を含む。次号アにおいて同じ。)が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の収入水準にある者であること。

(イ) 世帯に属する者全員が申請日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税均等割を含む。以下同じ。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより市町村民税均等割を免除された者である世帯に属している者であること。

(ウ) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯に属する者であること。

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所し、又は同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親に養育されていないこと。

エ 大学等に入学したことがないこと。

(2) 次のいずれかに該当する者で、前号ア、ウ及びエに定める要件を満たす者(以下「大学等受験者等」という。)を養育し、かつ、市内に住所を有するもの

ア 当該者又はその属する世帯の世帯員が児童扶養手当の支給を受け、又は申請日の属する前年の収入額が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の収入水準にある者であること。

イ 前号イ(イ)又は(ウ)に該当する者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる費用(大学等入学試験、大学等入学試験模擬試験又は高等学校等入学試験模擬試験の申込みの取消し等により、受験料又は検定料の払戻しのあった場合にあっては、当該払戻しのあった額を除く。)とする。

(1) 第2条第1号ア(ア)に掲げる大学等受験者等に係る次に掲げる費用

ア 大学等入学試験の受験料及び独立行政法人大学入試センターに関する省令(平成13年文部科学省令第29号)第18条第3項に規定する大学入学共通テストの検定料

イ 大学等入学試験模擬試験の受験料

(2) 第2条第1号ア(イ)に掲げる大学等受験者等に係る高等学校等入学試験模擬試験の受験料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 前条第1号アに掲げる費用 同号アに掲げる補助対象経費の額(当該額について、

他の補助を受けた場合にあつては、当該補助を受けた額を除く。)又は53,000円のいずれか低い額

(2) 前条第1号イに掲げる費用 同号イに掲げる補助対象経費の額(当該額について、他の補助を受けた場合にあつては、当該補助を受けた額を除く。)又は8,000円のいずれか低い額

(3) 前条第2号に掲げる費用 同号に掲げる補助対象経費の額(当該額について、他の補助を受けた場合にあつては、当該補助を受けた額を除く。)又は6,000円のいずれか低い額

(交付の制限)

第5条 補助金の交付は、大学等受験者等1人につき、一の年度において1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長が別に定める期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付すべき書類を省略することができる。

(1) 補助対象経費の支払を証明する書類(受験した学校の名称又は試験の名称、受験料の額、受験者氏名、支払者氏名及び領収日が明記されたもの)

(2) 学生証、運転免許証等本人を確認することができる書類の写し

(3) 振込口座に係る通帳の写し等

(4) 補助対象者に該当することを証する書類

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定による決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された者は、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

水戸市長 様

大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金の交付を受けたいので、誓約・同意事項に誓約・同意の上、水戸市大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金交付要項第 6 条の規定により、次のとおり申請します。また、当該申請に対する交付の決定があったときは、当該金額について請求します。

1 申請者及び請求者

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	〒		
電話番号	( )	受験者から見た続柄	
該当する世帯要件	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯※ <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯 (※同等の所得水準にあるひとり親家庭等を含む。) <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯		

2 受験者（受験者が申請者である場合は、記載不要）

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（住所の記入不要） <input type="checkbox"/> 〒		

3 受験者の在学（卒業）学校名

在学（卒業）学校名	<input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 卒業者
-----------	--

#### 4 受取口座

口座名義人 (カタカナ)	金融機関名				支店名				分類	口座番号							
									1 普通								
	金融機関 番号				支店 番号				2 当座								

#### 5 申請額（振込手数料等及び他の補助を受けた場合における当該他の補助の額を除く。）

- 大学等受験料（高校3年生等） 円  
 模擬試験受験料（高校3年生等） 円  
 模擬試験受験料（中学3年生） 円 合計 円

#### 6 誓約・同意事項

- (1) 補助金の交付に係る審査のため、本市が申請者の世帯情報等を公簿等により確認することに同意します。また、審査事項を公簿等で確認できない場合には、関係書類の提出を行います。
- (2) 補助金の補助対象経費については、払い戻しされた受験料を含めていません。
- (3) 補助金の交付後、要件に該当しないことが判明した場合等には、当該補助金を返還します。

#### 7 添付書類

- (1) 受験料の支払を証明する領収書等（受験した学校の名称又は試験の名称，受験料の額，受験者氏名，支払者氏名及び領収日が明記されたもの）
- (2) 学生証，運転免許証等申請者本人の確認をすることができる書類の写し
- (3) 振込口座に係る預金通帳の写し等
- (4) 補助対象者に該当することを証する書類
- (5) 前各号に定めるもののほか，市長が必要と認める書類

#### 8 その他

この申請書は，市長が交付の決定をした後は，水戸市大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金の請求書として取り扱います。

様

水戸市長

大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、水戸市大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金交付要項第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額	円
(内訳) 大学等受験料 (高校 3 年生等)	円
模擬試験受験料 (高校 3 年生等)	円
模擬試験受験料 (中学 3 年生)	円

2 補助金の交付の条件

- (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金交付要項を遵守すること。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部を返還すること。